

別表第2(第4条、第5条、第6条関係)

経費の区分	補助要件	補助対象経費	必要書類
時短・省エネ家電購入に係る経費	婚姻日における年齢が夫婦共に満29歳以下であること	<p><b>【時短家電の購入費】</b> 補助対象期間内に購入した、下記の家事負担を軽減する家電製品を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洗濯乾燥機、洗濯機</li> <li>・掃除機</li> <li>・食器洗い乾燥機</li> <li>・調理家電(オーブンレンジ(トースター)、炊飯器、自動調理器(電気圧力鍋、電動ポット等)、フードプロセッサー)</li> <li>・その他市長が適当と認めるもの</li> </ul> <p><b>【省エネ家電の購入費】</b> 補助対象期間内に購入した、下記の統一省エネルギー2つ星以上の家電製品を対象とする(資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に掲載された製品に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気冷蔵庫(冷凍庫含む)</li> <li>・エアコン(新基準(目標年度2027)での評価点とする)</li> <li>・照明器具</li> <li>・温水機器</li> <li>・その他市長が適当と認めるもの</li> </ul>	<p><b>【交付申請添付書類】</b> (1)補助対象経費に係る領収書の写し(商品名、購入日等の記載があるもの。) (2)購入した家電の製造番号(型番)が確認できる資料(納品書・保証書の写しやカタログなど)</p> <p><b>【補助金請求添付書類】</b> (1)補助対象期間内に購入したことが確認できる領収書の原本(商品名、購入日等の記載があるもの。) ただし、原本によりがたい特別な事情があると市長が認めたときは、領収書の写しをもってこれに代えることができる。 (2)その他市長が必要と認めるもの</p>

※ただし、時短・省エネ家電購入に係る経費は、20万円を上限とする。